

# 山口県報

平成22年  
11月2日  
(火曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

美祿都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) ..... 三

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正 (教育政策課) ..... 三

公告

一般競争入札の実施 (医務保険課) ..... 三

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (三件) (商政課) ..... 五

土地改良区役員の出 (農村整備課) ..... 六

防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) ..... 七

周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) ..... 七

教委公告

一般競争入札の実施 ..... 八

### 山口県告示第三百八十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年十一月二日から同月二十二日までの



間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境下水道部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社トクヤマ  
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所徳山・南陽工場  
所 在 地 周南市御影町一番一号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 (N <sup>m</sup> /時)	工 事 着 手 年 月 日 定 手	工 事 完 成 年 月 日 定 手	使 用 開 始 年 月 日 定 手	間 隔 時 日 当 た の 使 用 間 隔
三七一タ	一五、〇〇〇	平成二二、 一、二二	平成二二、 一、二四	平成二二、 一、二五	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排出水の日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
				水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	八・二	八	通 常	五・六	三・二	通 常
"	"	八・六	最 大	六	四・一	最 大
"	三		通 常	一	二	通 常
"	三・五		最 大	二	二	最 大
"	五	六	通 常	〇・四	〇・七	通 常
"	一〇		最 大	〇・二	〇・四	最 大
"	"	二	通 常	〇・四	〇・七	通 常
"	〇・二	〇・四	最 大	〇・三	〇・九	最 大
"	〇・四	〇・七	通 常	〇・三	〇・九	通 常
"	〇・〇三	〇・〇九	最 大	〇・〇五	〇・一七	最 大
"	〇・〇五	〇・一七	通 常	〇・〇五	〇・一七	通 常
四〇八、〇〇〇	二五二、一七八	五八五、六五一	通 常	五二八、〇〇〇	七三〇、五〇五	最 大

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

活性汚泥処理施設	種 類	項 目		汚 水 等 の 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
八・五	通 常	一・五	〇・五	二七	一八・七	通 常
一・五	最 大	三・五	一・五	三二	三三・四	最 大
二・五	通 常	一・五	〇・五	二七	一八・七	通 常
三・五	最 大	三・五	一・五	三二	三三・四	最 大
二・五	通 常	一・五	〇・五	二七	一八・七	通 常
三・五	最 大	三・五	一・五	三二	三三・四	最 大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	接 触 ば っ 気 連 続	間 隔 時間	一 日 当 時 間 概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
活性汚泥処理施設	コンクリート製	一九、二〇〇	接 触 ば っ 気 連 続	二 四 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	(既 設)		

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三七一タ	通 常	二〇	通 常
六	最 大	三〇	最 大
七	通 常	五	通 常
五	最 大	一〇	最 大
〇・四	通 常	〇・六	通 常
〇・六	最 大	〇・五	最 大
〇・〇五	通 常	〇・〇七	通 常
二〇	最 大	三〇	最 大

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

No.13	No.12	No.11	No.10	No.9	No.8	No.7	No.6	No.5	No.4
排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口
"	"	八	七・五	"	八	"	八・二	"	八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二	三・七	五・一	三・八	"	二	三・九	五	五・七	"
三	六・三	一〇・八	五・七	"	三	六・四	一〇	一〇・四	五
"	一〇	"	"	"	五	五・六	"	"	"
"	二〇	一〇	"	一五	一〇	一〇・八	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
〇・七	一	〇・七	〇・八	〇・三	"	〇・五	〇・二	〇・三	〇・四
一・五	二・七	一・七	一・五	〇・六	"	一	〇・四	〇・五	〇・六
〇・〇六	〇・〇八	〇・〇四	〇・一一	〇・〇二	〇・〇三	〇・〇九	"	"	"
〇・一	〇・一五	〇・一三	〇・一九	"	〇・〇四	〇・一八	"	〇・〇五	〇・〇四
四、三二〇	六、三三九	二、四〇〇	七二〇	四八〇	八〇〇	二〇二、六七五	二、四〇〇	一七、三六〇	三六〇
六、〇〇〇	七、三三三	二、八八〇	一、二〇〇	七二〇	一、二〇〇	二〇七、六三六	三、六〇〇	二四、八〇〇	四八〇

山口県告示第三百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、美祿都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年十一月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称  
美祿市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
美祿都市計画下水道事業美祿市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和五十五年十一月十八日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地  
美祿市伊佐町伊佐、大嶺町東分、大嶺町北分、大嶺町西分及び大嶺町奥分

山口県告示第三百八十二号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成二十二年山口県告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月二日

山口県知事 二井 関成

二中「漁業調査船くろしおの定期検査業務」の下に、「並びに県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務」を加える



（三五八）一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。  
平成二十二年十一月二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
  - 次に掲げる物品等の購入
    - (一) 物品の名称及び数量
    - 磁気共鳴画像診断装置 一式
    - (二) 物品の特質等
    - 入札説明書及び仕様書による。
    - (三) 納入期限
    - 平成二十三年三月二十五日
    - (四) 納入場所
    - 山口県立総合医療センター
- 二 入札参加資格
  - 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
    - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
    - (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
    - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十二年山口県告示第五十六号)に基づく資格審査において、医療機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- 三 契約条項を示す場所
  - 防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター事務局経理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
  - 山口県立総合医療センター事務局経理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

- (一) 記載方法
  - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
  - 山口県立総合医療センター事務局経理課
- (三) 受領期限
  - 平成二十二年十二月十四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十二年十二月十五日午後二時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
  - (一) 場所
    - 防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター二階大会議室
  - (二) 日時
    - 平成二十二年十二月十五日午後二時
- 七 入札保証金
  - 免除する。
- 八 無効入札
  - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
    - (一) 入札参加資格のない者がした入札
    - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自書)のない入札
    - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
  - 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
  - (一) 契約担当者
    - 山口県立総合医療センター院長 中安 清
  - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
    - 日本語及び日本国通貨
  - (三) 契約書の作成の要否
    - 要
  - (四) 契約保証金

免除する。

- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県立総合医療センター事務局経理課(電話〇八三五一一一四四一一)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Grand Medical Center
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: A set of Magnetic Resonance Imaging system
- (3) Delivery period: March 25, 2011
- (4) Delivery place: Yamaguchi Grand Medical Center
- (5) Section in charge of procurement and contact point for inquiry: Accounting Division, Yamaguchi Grand Medical Center Secretariat, (Tel. 0835-22-4411)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., December 14, 2010  
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., December 15, 2010)

(三五九) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年十一月二日から平成二十三年三月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十一月二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ドラッグコスモス戎町店  
所在地 防府市戎町一丁目二三三三
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃  
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十三年六月二十三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、二八二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数  
三六台

(二) 駐輪場の収容台数  
五台

(三) 荷さばき施設の面積  
三〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量  
九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻  
株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数  
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日  
平成二十二年十月二十二日

(三六〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月十八日山口県公告(二〇五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十一月二日から同年十二月二日までの間、山口県商工労働

部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十一月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 デオデオ下松店・アルク下松店  
所在地 下松市大字西豊井一五五七
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三六一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月十八日山口県公告(二〇六)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十一月二日から同年十二月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十一月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 丸久西岩国店  
所在地 岩国市錦見五丁目一七番一三号
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 丸久錦見店  
所在地 岩国市錦見八丁目二一番五六号
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三六二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月十八日山口県公告(二〇七)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

平成二十二年十一月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 光ショッピングセンターベスト  
所在地 光市島田二丁目二番一〇号
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三六三) 土地改良区の役員の名簿及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名簿及び住所の届出がありました。

平成二十二年十一月二日

山口県知事 二井 関成

土地改良区	理事の別	氏名	住所
下関土地改良区	理事	野村 喜治	下関市大字内日下二〇八六
"	"	藤田 忠清	大字植田六三一
"	"	村上 春男	松屋本町三丁目五番一六号
"	"	村田 稔	木屋川南町二丁目六二八
"	"	佐竹 博義	木屋川本町二丁目三三九の一
"	"	石津 芳文	大字山田一七九
"	"	熊野 雅治	" 九二五
"	"	中泉 文三	大字阿内三〇
"	"	前原 昭典	清末西町三丁目三番三号



なお、郵送の場合は、平成二十二年十一月十九日までの消印のあるものに限りま

す。  
(一) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公

聴会において意見を述べることで、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限

することがあります。  
(二) 及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

者又は公聴会において意見を述べる者に通知します。  
五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―

三七三三)にしてください。  
(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号  
山口県土木建築部都市計画課  
周南市毛利町二丁目三八番  
周南土木建築事務所  
周南市岐山通一丁目一番地  
周南市都市建設部都市政策課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において

縦覧に供します。)



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

七年政令第337号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。  
平成二十二年十一月二日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項  
次に掲げる業務の委託  
(一) 業務の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソ

フトウェアライセンス更新業務 一式  
(二) 業務の内容  
入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間  
入札説明書及び仕様書による。

(四) 履行場所  
契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号。以下「政令」という。)第百六

十七条の四第一項に規定する者でないこと。  
(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競

争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使

用人又は入札代理人として使用する者でないこと。  
(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第200

八十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札

に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十

二年山口県告示第55号)に基づき資格審査において、業務の委託の特Aの等級

に格付されている者であること。  
(四) 平成二十二年十一月二日から同年十二月十六日までの間のいずれの日においても

業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受

けていないこと。  
三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県教育庁教育政策課  
四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県教育庁教育政策課において交付する。  
五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限  
(一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県教育庁教育政策課

(三) 受領期限

平成二十二年十二月十五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十二年十二月十六日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁一号会議室

(二) 日時

平成二十二年十二月十六日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県教育庁教育政策課(電話〇八三―九三三―四五一〇)に

問い合わせ先

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature of the service to be acquired: Update software licenses for prefectural school classroom computer equipment and networking equipment

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Place of the performance of the service: Specified by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and receiving applications: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-4510)

(6) Deadline for tender: 5:15 P.M. December 15, 2010 by mail (In case of bringing a tender in person: 10:00 A.M. December 16, 2010)

平成二十二年十一月二日  
印刷発行

発行人所

山口県知事  
山口市